

わかば健やか便り

平成25年8月
第12号
税理士法人わかば
TEL.0120(152)575

税理士法人わかばから、関係者様とセミナーご来場の方へお届けしています。

相続税が非課税になる財産とは？



< 相続税の非課税財産には、どんなものがあるのですか？ >

金銭的価値のあるものは、原則すべて相続財産になりますが、社会政策的な見地、国民感情などを配慮して一定のものを非課税財産として課税対象から除外しています。

具体的には、次のようなものがあります。

1. 墓地、墓石、仏壇、仏具など

墓地、墓石、仏壇、日常礼拝の対象とされている仏具などは宗教的、国民感情を配慮して課税するのが適当でないとして、相続税の非課税財産とされます。

2. 相続人が受け取った**生命保険金等**のうち、法定相続人一人当たり500万円

被相続人の死亡により相続人が受け取った生命保険金で被相続人が保険料を負担していた場合、その生命保険金は相続により取得した財産とみなします。

例) 死亡保険金 5000万円 法定相続人 妻・子供2人の場合

非課税金額 500万円 × 3人 = 1500万円

従って、5000万円 - 1500万円 = 3500万円 が、生命保険金の課税金額とされます。

3. 相続人が受け取った**死亡退職金等**のうち、法定相続人一人当たり500万円

被相続人の死亡により、被相続人に支給されるべきであった退職金等を相続人が受け取った場合、一定金額は非課税とされます。

例) 死亡退職金等 5000万円 法定相続人 妻・子供2人の場合

非課税金額 500万円 × 3人 = 1500万円

従って、5000万円 - 1500万円 = 3500万円 が、死亡退職金等の課税金額とされます。

4. 相続財産を国などに寄附した場合の寄附財産

相続により財産を取得した人が、その相続税の申告書の提出期限までに、その財産を国もしくは地方公共団体又は特定の公益法人に対して贈与した場合には、その贈与した財産には相続税が課税されません。

<健康コラム> ～口臭を改善しよう～

口臭とは、口腔内などにいる微生物が作るガスと、肺から出てきた臭気を含むガスが混じって、口から排出されたものがその正体です。口腔内には多くの微生物がありますが、これらは外部から侵入する病原菌をシャットアウトする役割を担っています。

しかしその微生物が、虫歯や、歯周病を発生させたり、口臭の素となるガスを発生させたりします。歯磨きでは完全に微生物を取り除くのは難しく、また内科的原因から起こる口臭は歯磨きで除去できません。



<唾液が減ると口臭がきつくなる！？>

唾液には、消化機能を助けたり、刺激のあるものを食べた際、その刺激を弱めたりする作用がありますが、もっとも重要な働きは、歯や粘膜の汚物を洗い流し、口腔内を清潔に保つということです。

唾液が十分にある状態で、口臭発生要因（中等度以上の歯周病や、炎症性疾患）がなければ、口臭は起こりにくくなります。

しかし、精神的な要因などによって、一時的に唾液の分泌が抑制されることがあります。そうすると口腔内を清潔に保つ力や免疫力を失い、唾液中にある新鮮な酸素が欠乏します。その結果、細菌が活発に活動しはじめ、さらに口呼吸をすることによって口腔内が乾燥し、唾液が減少することで口臭が発生してしまいます。

<口臭を防ぐために気を付けること>

1、唾液の正常な分泌を促す

過剰な歯磨きは唾液を失い、口腔内の細菌環境を悪化させてしまいます。食後はガムを噛むなど舌の上を清潔に保ち、唾液の分泌を促しましょう。

2、適度な水分補給

口の中の乾燥を防ぎ、唾液を分泌しやすくなります。一日1.2リットルを目安に摂取しましょう。

3、虫歯や内科的要因をチェックする

虫歯による細菌の繁殖や内臓から来る臭気は、専門家による診断が必要です。些細なことから大きな病気が見つかることもありますので、異変を感じたら受診をおすすめします。

<訂正とお詫び>

前月号「相続税が課税される財産とは？」、<主な財産の種類と評価額の目安>の中で正の財産として表にしておりました「家庭用不動産」は、「家庭用動産」の誤りでした。謹んでお詫び申し上げます。

税理士法人わかばでは、お客様のご要望にお応えするため、節税対策としての生命保険加入や所有する土地の処分等信頼できる企業と提携し、あらゆる方面から相続問題をお手伝いします。

ぜひ、ご相談下さい。初回相談は無料です。（2回目以降は1時間当たり10,000円）

町田で支えられて開業25年

信頼と実績の税理士法人わかばへ、ぜひご相談下さい。

税理士法人わかば

〒194-0022 東京都町田市森野 1-33-11 町田森野ビル1F

TEL.0120-152-575 FAX.042-729-6991(不要のご連絡こちらへ)

<http://www.wakaba-tax.com> info@wakaba-tax.com

